

各務原市認定認知症カフェ事業実施要綱

(令和元年9月27日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症の症状がある者及びその家族が地域住民、認知症に関心のある者、認知症に係る専門的な知識を有する者等と情報を共有し、及び互いの理解を深める集いの場（以下「認知症カフェ」という。）の普及を図るために実施する各務原市認定認知症カフェ事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「認定認知症カフェ」とは、認知症カフェのうち第4条各号に掲げる要件に適合するものとして市の認定を受けたものをいう。

(事業内容)

第3条 市長は、認定認知症カフェを運営する団体（以下「運営団体」という。）に対し、認定認知症カフェの広報及び活動支援を行う。

(認定要件)

第4条 認定の対象となる認知症カフェは、市内において開催するもので次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 認知症の症状がある者、その家族、地域住民、認知症に関心のある者、第3号アに規定する専門職等が気軽に集える活動拠点であって次のいずれかに該当するものであること。ただし、営利、宗教活動又は政治活動を目的としないものに限る。

ア 認知症に係る情報提供、学習等を主たる目的とするもの

イ 認知症の症状がある者及びその家族への居場所の提供を主たる目的とするもの

ウ 認知症の症状がある者及びその家族同士の支え合いの支援を主たる目的とするもの

(2) 各務原市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員の統制下でない団体が運営するものであること。

(3) 次のいずれかの相談体制を整備していること。

ア 医師、看護師等の医療関係者、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の認知症に係る知識を有する専門職を配置していること。

イ 認知症サポーター養成講座の受講者（第5号において「認知症サポーター」

- という。)等認知症に係る知識を有する者を配置し、認知症カフェを開催する際にアに規定する専門職と常に連絡を取ることができる体制を確保していること。
- (4) 第7条に規定する有効期間を通じて定期的に開催するものであること。
- (5) 認知症サポーター等地域のボランティアを運営スタッフとして受け入れるよう努めること。

(認定の申請)

第5条 認定認知症カフェの認定(以下「認定」という。)を受けようとする者(次条において「申請者」という。)は、各務原市認定認知症カフェ認定申請書(様式第1号)に各務原市認定認知症カフェ事業実施計画書(様式第2号。第7条第2項及び第10条第2項第2号において「実施計画書」という。)及び市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(認定の通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定することを決定したときは、申請者に各務原市認定認知症カフェ認定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(認定の有効期間)

第7条 認定の有効期間は、認定を受けた日から当該年度の末日までとする。

- 2 有効期間の末日までに翌年度の実施計画書の提出があった場合において、その内容を適当と認めたときは、翌年度の4月1日から当該年度の末日まで有効期間を更新する。

(認定内容の変更)

第8条 運営団体の代表者は、認定を受けた内容に変更があるときは、各務原市認定認知症カフェ認定変更届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(報告)

第9条 運営団体の代表者は、第7条に規定する有効期間における最後の認定認知症カフェが終了したときは、その日から起算して20日を経過した日までに各務原市認定認知症カフェ事業実施報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第10条 運営団体の代表者は、認定の取消しを希望するときは、各務原市認定認知症カフェ認定取消届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、運営団体が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すこと

ができる。

(1) 第4条各号に掲げる認定要件に適合しなくなったとき。

(2) その他市長が認定を不相当と認めたとき。

3 市長は、第1項の規定による届出があったとき、又は前項の規定により認定を取り消すことを決定したときは、各務原市認定認知症カフェ認定取消通知書（様式第7号）により当該運営団体の代表者に通知しなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

2 第5条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。